制定: 2 0 1 7年1 0月 3日 改正: 2 0 1 8年 3月 9日 改正: 2 0 1 8年 8月 2日 改正: 2 0 1 8年 9月 26日 改正: 2 0 1 9年 6月 21日 改正: 2 0 1 9年 1 1月 19日 改正: 2 0 2 3年 6月 16日 改正: 2 0 2 3年 11月 16日

マリン・エコラベル・ジャパン(MEL) ロゴマーク使用・管理規程



一般社団法人マリン・エコラベル・ジャパン協議会

序文

本規程は、下図の一般社団法人マリン・エコラベル・ジャパン協議会(以下「協議会」という。)が管理運営する規格・認証スキームであるマリン・エコラベル・ジャパン(MEL)(以下「MEL」という。)のロゴマーク(以下「ロゴマーク」という。)を使用する場合に、その使用者が遵守しなければならない条件及び使用者がロゴマークを利用する場合の手続き等を定める。



上図のロゴマークは、協議会が所有する商標登録であり、商標法によって保護される。協議会の許可なく、ロゴマークを使用することは許されない。協議会は、付属書②に定めたロゴマーク使用契約を締結する申請者にかぎり、通常使用権を許諾することができる。なお、認証取得者は、原則として協議会との間で付属書②に定めたロゴマーク使用契約書を締結するものとする。

商標登録の詳細は下記の通り。

商標登録 第5140153号(平成20年6月13日登録)

【指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分】

区分名	説明	例
【第14種】	主として、貴金属、貴金属製品又は貴	真珠, 宝玉用さんご
	金属を被覆した製品並びに一般に宝飾	
	品及び時計を含む。	
【第20種】	主として、家具及びそれらのための部品	さんご, 真珠母(未加工又は半加工のもの)
	並びに木材、コルク、葦、籐、柳、角、	
	骨、象牙、鯨のひげ、貝殻、こはく、真珠	
	母、海泡石及びこれらの材料の代用品	
	又はプラスチック製品を含む。	
【第29種】	主として、動物性食品及び野菜その他	食用魚介類(生きているものを除く。),加工
	の食用園芸作物であって食用又は保存	水産物、カレー・シチュー又はスープのもと、お茶
	用の処理をしたものを含む。	漬けのり、ふりかけ、なめ物,食用たんぱく等
【第30種】	主として、植物性食品であって食用又は	茶、菓子及びパン、調味料、香辛料、アイスクリ

	保存用の処理をしたもの及び食品の香	ームのもと、シャーベットのもと、穀物の加工品、	
味を改良するための補助的な材料を含		ぎょうざ、サンドイッチ、しゅうまい、すし、たこ焼	
む。		き、肉まんじゅう、ハンバーガー、ピザ、べんとう、	
		ホットドッグ、ミートパイ、ラビオリ	
【第31種】 主として、食用の処理をしていない陸産 釣り用餌,食用魚介類		釣り用餌,食用魚介類(生きているものに限	
	物及び海産物、生きている動植物及び	る。),海藻類,飼料用たんぱく,飼料	
	飼料を含む。		

注:この分類はニース国際分類に基づく。

(定義)

- 生産段階認証:マリン・エコラベル・ジャパン(以下「MEL」という。)漁業・養殖認証規格による認証
- 流通加工段階認証:MEL流通加工段階(CoC)認証規格による認証。CoC認証ともいう。
- 認証事業者: MELの生産段階認証(漁業・養殖)、あるいは流通加工段階認証を取得した事業者
- 認証事業者以外の事業者: MELの生産段階認証、あるいは流通加工段階認証を受けていない事業者で、 ロゴマークの使用を申請する者。具体的には下記のような事業者が例である。
 - ✓ 慈善団体や教育団体及びその他の非営利の非政府組織
 - ✓ 行政機関
 - √ マスメディア
 - ✓ 認証漁業を振興する漁業のマーケティング機関及び代表団体
 - ✓ 出版物の著者、出版会計
 - ✓ 認定機関、認証機関
- ロゴマーク使用者:協議会の許可を得て、ロゴマークを使用する者
- 認証水産物: MELの生産段階認証を受けた水産物、あるいはそれを原料として製造された製品
- 非認証物:認証水産物以外の製品(水産物、非水産物を問わない。)

1. (適用範囲)

適用範囲は、全世界とする。協議会は流通事業者または消費者が認証水産物を正しく理解できるよう、また優良誤認等を引き起こさないために次の通り定める。

2. (ロゴマーク使用の条件)

2.1. 認証事業者がロゴマークを認証水産物に表示する場合:

- **2.1.1.** 認証事業者は、ロゴマークを使用する製品が、認証水産物であることを確実にしなければならない。認証 水産物と他の原材料の混合に関しては別途、付属書①で定める。
- **2.1.2.** 認証事業者は、ロゴマークを使用する製品が、流通加工段階認証を受けた業者によってのみ、加工および流通されたことを確実にしなければならない。海外の加工流通業者によって、海外において加工・流通が行われた場合でも、当該のすべての加工流通業者が流通加工段階認証を受けていれば、ロゴマークを使用することができる。
- **2.1.3.** 2.1.1.および2.1.2.に記載された認証はその有効期間内であることを確実にしなければならない。

2.1.4. 認証事業者は、4.1. に定める手続きに従い、ロゴマークを使用・管理しなければならない。

2.2. 認証事業者がロゴマークを非認証物 * に表示する場合:

* 非認証物の例:登り旗、ポスターあるいはレターヘッドなど

- **2.2.1.** 認証事業者は、生産段階認証あるいは流通加工段階認証の取得により将来の世代にわたり水産物が最適に利用出来るよう資源や生態系保全に積極的に取り組んでいることを示すために、ロゴマークを使用しなければならない。
- 2.2.2. 認証事業者は、4.1. に定める手順に従い、ロゴマークを使用・管理しなければならない。

2.3. 認証事業者以外の事業者がロゴマークを使用する場合:

- **2.3.1.** 認証事業者以外の事業者は、ロゴマークを使用する目的が、協議会の目的と事業に抵触しないことを確実にしなければならない。
- **2.3.2.** 認証事業者以外の事業者が、ロゴマークを使用する場合は、4.2. に定める手続きに従い、ロゴマークを使用・管理しなければならない。

3. (ロゴマークの使用許諾料)

3.1. 認証事業者

全ての認証事業者は、ロゴマークの使用許諾の対価として、下記に定めるロゴマークの使用許諾料(以下「ロゴマーク使用許諾料」という。)を協議会に納めなければならない。

生産段階認証(漁業)を受けた事業者

使用動力船合計総トン数	ロゴマーク使用許諾料(年額・税抜)
10トン未満(含む無動力船、非使用)	3万円
10トン〜1000トン未満	5万円
1000トン以上	10万円

生産段階認証(養殖)、流通加工段階認証を受けた事業者

生産段階(養殖)	流通加工段階(CoC)	使用許諾料
従業員数	取扱い(売上高)	年額(税抜)
10人未満	単体100億円未満 または 連結200億円未満(※)	3 万円
10~100人未満	単体100~300億円 または 連結200~500億円	5 万円
100人以上	単体300億円以上 または 連結500億円以上	10万円

※単体、連結いずれかの基準で使用許諾料の高くなる方を適用する。

なお、認証事業者の事業状況や認証商品の取扱高の実態に沿って適用を調整することができるものとする。

注1:生産段階認証および流通加工段階認証の双方を受けた一つの事業者は、生産段階認証のロゴマーク使用許諾料が適用される。(この場合はロゴマーク使用許諾料は重複して発生しない。)

注2:1つの事業者が複数の生産段階認証あるいは複数の流通加工段階認証を取得している場合、使用許諾料は認証ごとに発生するが、上限は10万円とする。

3.2. 認証事業者以外の事業者がロゴマークを使用する場合:

協議会からのロゴマーク使用許諾料に関する通知がない限り、その使用は無償とする。

4. (ロゴマークの使用・管理の手続き)

4.1. 認証事業者がロゴマークを使用する場合:

- **4.1.1.** 認証事業者は、認証機関から認証が発効され、協議会と付属書②に定めるロゴマーク使用契約を締結した時点から、ロゴマークの使用を開始することができる。ただし、商品にロゴマークを使用する際は、付属書③に定める使用連絡書を協議会に提出することとする。
- **4.1.2.** 認証事業者は、本規程及びロゴマーク使用契約に定めるところに基づき、ロゴマークを使用・管理しなければならない。
- **4.1.3.** 認証事業者は、MEL協議会に対して、ロゴマークが表示されて出荷・販売された認証水産物の品目数・ 重量・金額を報告しなければならない。また、生産段階認証取得事業者は、ロゴマーク使用の有無に関 わらず、MEL協議会に対して、認証水産物の生産重量等を報告しなければならない。
- **4.1.4.** 認証事業者は、認証機関による年次審査の際に、4.1.1.の使用連絡書の提出や4.1.3.の生産数量等の報告を含め、ロゴマークの使用管理が本規程及びロゴマーク使用契約に基づいて実施されていることを確実にしなければならない。

4.2. 認証事業者以外の事業者がロゴマークを使用する場合:

- **4.2.1.** 認証事業者以外がロゴマークを使用する場合は、協議会に「ロゴマーク使用許諾申請書・使用計画書 (付属書④) 」を提出しなければならない。
- **4.2.2.** 協議会は、ロゴマークの使用目的が適当であると判断できる場合は、ロゴマークの使用を許諾する。使用の許諾は5営業日以内に行うものとし、もし5営業日以内に許諾の回答ができない場合は、別途通知を行う。
- 4.2.3. 認証事業者以外の事業者は、協議会から許諾を受けた段階で、ロゴマークの使用を開始することができる。
- **4.2.4.** 認証事業者以外の事業者は、協議会からの要請があった場合、ロゴマークを使用した製品の見本が完成した段階で、協議会に当該の製品を示さなければならない。

5. (ロゴマークの仕様)

5.1. ロゴマーク使用者がカラーでロゴマークを使用する場合:





MEL-XXX-F000000

- MEL-XXX-F000000
- **5.1.1.** ロゴマーク使用者は、上記のロゴマークの下部に、認証番号を表示しなければならない。
- 5.1.2. ロゴマークの使用者は、上記のロゴマークの青色の部分に関しては、大日本インキ(株)標準色 DIC2601又は近似色を使わなければならない。
- **5.1.3.** ロゴマークの使用者は、上記のロゴマークの黄色の部分に関しては、大日本インキ(株)標準色DIC167 又は近似色を使わなければならない。
- **5.1.4.** ロゴマーク使用者は、ロゴマークの使用にあたって、地色と明瞭な対比を持たせるようにしなければならない。
- **5.1.5.** ロゴマーク使用者は、ロゴマークを拡大または縮小して表示する場合は、拡大・縮小後の縦横の比率が同 じでなければならない。
- **5.1.6.** ロゴマーク使用者は、必要な場合、協議会からロゴマークの清刷の提供を受けることができる。
- **5.1.7.** ロゴマーク使用者は、ロゴマークを他の制度による表示マークと並列して表示することができる。
- **5.1.8.** ロゴマーク使用者は、ロゴマークにMELの宣言などを添付することができる。その際に、消費者に優良或いは その他の誤認を与えないように留意する。

MELの宣言例「海と資源を守ることが認証された漁業または養殖業で生産されています。」

付随する情報のロゴマークとの位置関係等について、協議会が指示する場合がある。

ロゴマーク使用者がモノクロでロゴマークを使用する場合: 5.2.

- **5.2.1.** ロゴマーク使用者は、上記のロゴマークの下部に、認証番号を表示しなければならない。
- 5.2.2. ロゴマーク使用者は、ロゴマークの使用にあたって、色の指定は行わないが、地色と明瞭な対比を持たせる ようにしなければならない。
- **5.2.3.** ロゴマーク使用者は、ロゴマークを拡大または縮小して表示する場合は、拡大・縮小後の縦横の比率が同 じでなければならない。
- **5.2.4.** ロゴマーク使用者は、必要な場合、協議会からロゴマークの清刷の提供を受けることができる。
- **5.2.5.** ロゴマーク使用者は、ロゴマークを他の制度による表示マークと並列して表示することができる。
- **5.2.6.** ロゴマーク使用者は、ロゴマークにMELの宣言などを添付することができる。その際に、消費者に優良或いは その他の誤認を与えないように留意する。

MELの宣言例「海と資源を守ることが認証された漁業または養殖業で生産されています。」

付随する情報のロゴマークとの位置関係等について、協議会が指示する場合がある。

附 則

この規程は、2017年10月3日から施行する。

附 則

この規程は、2018年3月9日から施行する。

附 則

この規程は、2018年6月22日から施行する。

附則

この規程は、2018年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、2018年9月26日から施行する。

附則

この規程は、2019年6月21日から施行する。

附 則

この規程は、2021年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、2023年6月16日から施行する。

附則

この規程は、2023年11月16日から施行する。

認証水産物と他の原材料との混合に関する細則

はじめに

マリン・エコラベル・ジャパン(以下「MEL」という。)の認証水産物を販売する場合に、消費者が原材料となる認証水産物を正確に理解できるよう、また優良誤認等を引き起こさないよう表示する必要がある。以下は、流通加工段階認証を受けた事業者が、非認証水産物および非認証製品を混合して、認証水産物を含む製品を製造してMELのロゴマークを使用する場合の原則を定める。本細則の適用範囲は、人が飲食する、あるいは塗布等により、人体に使用する製品に関する規定を定める。

定義:

- 認証水産物:MEL の生産段階認証によって供給される水産物もしくはそれを用いた加工品
- 認証事業者: MEL の生産段階認証あるいは流通加工段階認証を取得した事業者
- 非認証水産物:生産段階認証取得事業者以外から供給される水産物もしくはそれを用いた加工品
- 非認証製品:加工の段階で認証水産物と混合される認証水産物及び非認証水産物以外のすべての製品
- 混合:いくつかの水産物、非水産物を混ぜて製造、加工、調理を施し、それ自身が一つの商品というべきものであり、新たな属性の付加が生じ、一つの商品としてそのまま飲食、調理が想定されるものを指す。製造、加工、調理工程を経ている故に外見から多くの商品情報が必要となる。
- 組み合わせ・盛り合わせ:いくつかの水産物を単に組み合わせたり、盛り合わせただけで、それ自身が一つの商品というよりは、各々の食品が独立した形態を保ち、バラバラに飲食、調理が想定されるものを指す。外見から比較的容易にその食品の情報が得られる。
- ロゴマーク使用者:非認証水産物および非認証製品を混合した認証水産物を、認証水産物として販売する、 または、ロゴマークを表示して販売する業者

1. 認証水産物と非認証水産物の混合規定(同魚種)

ロゴマーク使用者は、認証水産物と同魚種の非認証水産物を混合してはならない。

2. 認証水産物と非認証水産物の混合規定(異魚種)

認証水産物と非認証水産物を混合して製品を製造、加工、調理する場合、原則として製品内に含まれる水産物のうち95%以上が認証水産物であることとする。なお、95%より低い場合、製品内に含まれる水産物の内、認証水産物の魚種名とその割合を表示しなければならない。



「○○(魚種名)、○○%(割合)」

フォントは MeiryoUI8 ポイント以上を使用し、どの魚種が認証水産物であるかを明示すること。

3. 認証水産物と非認証製品(水産物以外)との混合規定

ロゴマーク使用者は、認証水産物と非認証製品(水産物以外)を混合する場合、MELのロゴマークを但し書きなしに利用することができる。ただし、優良或いはその他の誤認を生じさせないよう認証水産物および混合についての説明をつけることが望ましい。

4. 組み合わせ・盛り合わせの規定

「組み合わせ・盛り合わせ」は「混合」の対象外とする。例えば、刺身盛り合わせ、寿司盛り合わせ、海鮮丼、鍋セット、弁当等、鮮魚売場、総菜売場、レストラン、テイクアウト等で提供される場合がこれに該当する。これらの場合、認証水産物を特定して MEL のロゴマークを表示、あるいは MEL 認証水産物であることを表記することができる。包装容器に表示するのが好ましいが、ボードやパネル等に認証水産物であることを消費者に分かりやすい形で記載し、製品に近接した見やすい場所に掲示することも可能とする。

ただし、同魚種の認証水産物と非認証水産物を一緒に組み合わせ、盛り合わせている場合は、消費者に誤認を起こす可能性があるため、これに該当しない。(例 認証と非認証のマダイをセットにした刺身商品)

ロゴマーク使用契約書

一般社団法人マリン・エコラベル・ジャパン協議会(以下「協議会」という。)(甲)と認証申請者 XXXX(乙)は、協議会が管理運営する規格・認証スキームであるマリン・エコラベル・ジャパン(MEL)のロゴマーク(以下「ロゴマーク」という。)の使用について、以下の通り契約締結する。

(ロゴマークの使用権の許諾)

第1条 甲は乙に対して、ロゴマークの使用について、「ロゴマーク使用・管理規程」に基づき使用権を許諾する。

(使用権の範囲)

第2条 ロゴマークの使用権の範囲は次の通りとする。

使用期間:対象となる認証の有効期間内(または年月日で表示:〇年〇月〇日まで)

使用対象

(生産段階認証事業者および魚種名):

(流通加工段階認証における流通・加工の種類):

(使用許諾料)

第3条 乙は甲に対して、ロゴマークの使用許諾の対価として、協議会が定める「ロゴマーク使用・管理規程」に定められた使用許諾料を毎年支払うものとする。なお、乙が甲に納付した使用許諾料はいかなる場合においても返金しないものとする。

ロゴマーク使用許諾料(年額):生産段階認証もしくは流通加工段階認証 〇〇万円

(2) 使用許諾料とは、乙のロゴマーク使用有無に関わらず、発生するものとする。

(使用の提示及び商品の適正使用)

第4条 乙は、ロゴマークの使用にあたり、別途定める使用連絡書を商品とともに甲に示すものとする。

- (2) 乙は、協議会が定める「ロゴマーク使用・管理規程」に基づき、ロゴマークを使用・管理しなければならない。
- (3) 乙のロゴマーク使用が下記の状況に該当するとき、甲または認証機関は乙に対して是正を求め、乙はその是正を行わなければならない。
 - ロゴマークの信用を毀損するとき
 - 第二条に定める範囲以外にロゴマークを使用するとき
 - 商品へのロゴマーク使用にあたり、第4条(1)の使用連絡書を協議会に提出していないとき
 - 協議会が定める「ロゴマーク使用・管理規程」に沿って使用・管理されていないことが、認証機関による年次 審査、あるいは臨時審査において認められたとき

(ロゴマーク侵害行為の対処)

- 第5条 甲及び乙は第三者によるロゴマークの侵害行為を知った場合、相互に相手方に通知するとともに、甲乙協力して侵害に対処するものとする。
- (2) 前記、侵害行為に対する対処、手続きにかかる費用等は、甲乙協議の上定めるものとする。

(契約の解除及び損害賠償)

- 第6条 甲又は乙は、相手方に本契約に定める条項違反する行為があったとき、その他の債務不履行があったときは、催告の上、本契約を解除することができる。相手方に破産手続き開始申し立て、民事再生手続き開始申し立てなどの信用不安が生じたときは、なんらの催告なしに本契約を解除することができる。
- (2) 甲又は乙は、本契約の不履行等により損害を生じたときは、相手方に対し損害賠償請求をすることができる。

(契約終了後の処理)

第7条 本契約が終了した場合、乙の在庫商品・包材については、契約終了時から原則3か月に限り、販売する ことができる。

(書面による変更・解約)

第8条 本契約を変更するときは、書面によるものとし、口頭での合意は、これを認めない。また、認証機関による審査の結果、認証が中断された場合、もしくは乙の申し出により、認証を中断した場合は、中断した時点で本契約書は解約されたものとする。

(契約期間)

第9条 本契約の有効期間は契約締結日から1年間とする。ただし、期間満了までに甲または乙から書面による解約の申し出がないとき、もしくは認証が継続されている場合は、本契約と同一条件でさらに1年間継続し、以後も同様とする。

以上の通り、契約が成立したので、本書面を二通作成し、甲乙が各一通保有する。

西暦 XXXX 年 XX 月 XX 日

甲)

東京都千代田区内幸町 1-2-1 日土地内幸町ビル 一般社団法人マリン・エコラベル・ジャパン協議会 会 長 垣添 直也

乙)

※本連絡書はロゴマークを使用する商品毎に提出してください。

付属書③

マリン・エコラベル・ジャパン ロゴマークの使用連絡書

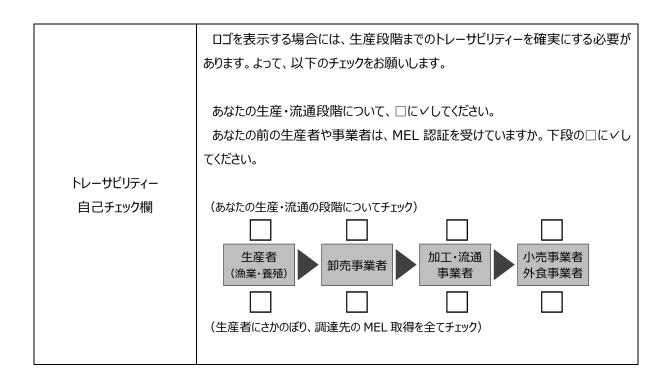
年 月 日

(一社) マリン・エコラベル・ジャパン協議会 御中

社 名: 責任者:

マリン・エコラベル・ジャパン(MEL)の「ロゴマーク使用・管理規程」に基づきロゴマーク使用を以下の通り連絡します。

ロゴマークの使用対象	商品名	
販売先	・最終消費者・小売店(○○スーパーなど、可能な限り具体名を記載)	
販売開始予定	年 月 販売開始予定	
販売予定数量	見込まれる年間販売数量	
生産段階認証 もしくは 流通加工段階認証	 対象とする認証水産物(魚種) 生産段階認証取得者(認証番号) 流通加工段階認証の取得者(流通・加工の種類、認証番号) 	
ロゴマーク使用画像	(画像を直接貼付するか、デザインや商品写真を別に添えて下さい) 次のことが識別、確認できるように注意してください。 ・商品の全体像、およびロゴマーク表示箇所 ・表示されている認証番号 ・商品に記載する MEL の説明文	



年 月 日

マリン・エコラベル・ジャパン (MEL)

ロゴマーク使用許諾申請書・使用計画書

住 所組織名

一般社団法人マリン・エコラベル・ジャパン協議会 御中

	代表者
ン・エコラベル・ジャパン(MEL) 1EL)のロゴマーク使用許諾を「	認証ロゴマーク使用・管理規程及び利用規約に基づきマリン・エコラベル・ジャパン 申請します。
担当者氏名	
	電話
連絡先	E-mail
申請日	年 月 日
ロゴマークを使用する製品	
使用目的	

製品全体図*	

* ロゴマークを使用する製品が出版物の場合:ロゴマークに関わる記載の全体を載せること。 ロゴマークを使用する製品がウェブサイトの場合:ロゴマークを掲載するページ全体のデザインを載せること。 ロゴマークをテレビ等の番組で使用する場合:ロゴマークをどのような番組で、どのような文脈で利用するかを具 体的に記載すること。